

令和2年4月から

出産祝金・入学祝金、敬老祝金の 支給内容を見直します

出産祝金・入学祝金

■見直しの趣旨

市では、“子どもは地域の宝”と捉え、成長段階に応じた多様な子育て支援に努めています。このうち、出産祝金・入学祝金については、市内での産科再開や保護者のニーズを踏まえつつ、これらの事業を効果的に持続するため、内容の一部を見直します。



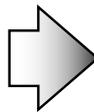
出産祝金 第1子・第2子の祝金「15万円」を「10万円」に変更します。

■主な支給要件（次のいずれにも該当する保護者）

- ・新生児の出生日に、1年以上引き続き本市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有する人（この期間が1年未満の場合は、1年を経過した日をもって、この要件に該当します。）
- ・祝金を受け取った後、さらに1年以上、市内に住所を有する意思がある人



出生児	見直し前
第1子	15万円
第2子	15万円
第3子以降	25万円



見直し後
10万円
10万円
25万円(変更なし)

問い合わせ 児童福祉課あんしん支援係 ☎ 0824-73-0051

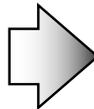
入学祝金 小学校入学時の祝金「2万円」を「3万円」に増額します。

■主な支給要件（次のいずれにも該当する保護者）

- ・4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている人(同年4月30日までに本市に転入した人を含みます。)
- ・その年の4月に小学校に入学する児童または、中学校に入学する生徒を養育している人。



	見直し前
小学校	2万円
中学校	3万円



見直し後
3万円
3万円(変更なし)

問い合わせ 教育総務課総務係 ☎ 0824-73-1182

敬老祝金 100歳の祝金のみとし、3万円に増額します。

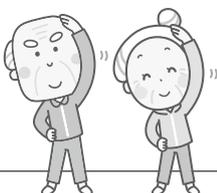
■見直しの趣旨

市では、100歳に達する高齢者および101歳以上の高齢者に敬老祝金を支給し、長寿をお祝いしています。近年の長寿化に伴い、市内の対象者も年々増加していることから、他市の状況などを踏まえ、対象者および支給額を見直します。

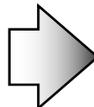
■見直し後の支給対象者

支給する年度の9月15日に市内に住所を有し、その年の3月31日から翌年の3月30日までに100歳を迎える人

■見直し後の支給額



	現行
100歳	2万円
101歳以上	1万円



令和2年度から
3万円
支給対象外

問い合わせ 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 0824-73-1165

※いずれの祝金も、令和2年度当初予算成立後の実施となります。